

令和4年 第1回

石狩市下水道事業運営委員会

個別排水処理施設整備事業の
公営企業会計適用などについて

令和4年11月25日

特別会計(公営企業会計とは)

地方自治法第209条

1. 普通地方公共団体の会計は、一般会計及び特別会計とする。
2. 特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。

地方財政法 第6条

公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は特別会計からの繰入による収入をもってこれに充てることができる。

地方財政法施行令 第46条

法第6条の政令で定める公営企業は、次に掲げる事業とする。

- 1 水道事業
- 2 工業用水道事業
- 3 交通事業
- 4 電気事業
- 5 ガス事業
- 6 簡易水道事業
- 7 港湾整備事業
- 8 病院事業
- 9 市場事業
- 10 と畜場事業
- 11 観光施設事業
- 12 宅地造成事業
- 13 公共下水道事業

地方公営企業法 第2条

この法律はこの法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業(これらに附帯する事業を含む。)に適用する。

- 1 水道事業(簡易水道事業を除く。)
- 2 工業用水道事業
- 3 軌道事業
- 4 自動車運送事業
- 5 鉄道事業
- 6 電気事業
- 7 ガス事業
- 2 略

3 前2項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。

官庁会計と公営企業会計の比較

	官庁会計	公営企業会計
根拠法令	地方自治法	地方公営企業法
簿記方式	<p>単式簿記 経済取引の記帳を現金の収入・支出として一面的に行う</p> <p>↓</p> <p>確定性、客観性、透明性に優れているとして、予算の適正・確実な執行を図る観点から採用している。</p>	<p>複式簿記 経済取引の記帳を借方と貸方に分けて二面的に行う</p> <p>↓</p> <p>「ストック情報(資産・負債)の把握」と「検証機能をもつこと」に意義</p>
認識基準	<p>現金主義会計 現金の収支に着目した会計処理原則 ○現金の収支という客観的な情報に基づくため、 公金の適正な出納管理に資する</p>	<p>発生主義会計 現金支出を伴わないコスト(減価償却費等)の把握ができる</p> <p>↓</p> <p>見えにくいコストも含む正確なコストの認識が可能となり、経済的事実の発生に基づいた「適正な期間損益計算」を行うことができる。</p>
予算区分	歳入・歳出のみ	収益的収支 資本的収支
財務諸表の作成	△ (統一的な基準による地方公会計の整備促進)	○
出納閉鎖の時期	5月末日	3月末日

公営企業会計の適用の推進について(要請)※総務省 HP より抜粋

公営企業会計の適用の推進について(要請)(平成27年1月27日付 総務大臣通知)

※併せて、適用に取り組むに当たっての留意事項を通知(自治財務局長通知)

○計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上をよりの確に行うため、公営企業会計の適用に取り組むことを要請。

●平成27年度から平成31年度までを公営企業会計適用の集中取組期間とする。

●下水道事業及び簡易水道事業を「重点事業」と位置付け。

・都道府県及び人口3万人以上の市区町村等については公共下水道、流域下水道、簡易水道事業の移行が必要。

・人口3万人未満の市町村についてもできる限り移行が必要。

・集落排水及び**合併浄化槽についてもできる限り移行対象に含めることが必要。**

○総務省が講じる支援措置等について周知。

●公営企業会計適用についてのマニュアル策定を周知。地方財政措置の拡充、アドバイザーの派遣、研修の実施等を周知。

・経営改革の推進、都道府県が講じることが望まれる支援措置等を助言。

公営企業会計の適用のさらなる推進について(要請)(平成31年1月25日付 総務大臣通知)

※併せて、適用の推進に当たっての留意事項を通知(自治財務局長通知)

○計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上をよりの確に行うため、公営企業会計の適用のさらなる推進を要請。

●平成31年度から平成35年度までを公営企業会計適用の拡大集中取組期間とする。

●下水道事業及び簡易水道事業を「重点事業」と位置付け。

・都道府県及び**人口3万人以上の市区町村等については、**公共下水道、流域下水道、簡易水道事業は、集中取組期間内の移行が必要。

・集落排水及び**合併浄化槽についても、**集中取組期間内にできる限り移行が必要であり、遅くとも**拡大集中取組期間内に移行が必要。**

・人口3万人未満の市町村についても集中取組期間内にできる限り移行が必要であり、遅くとも拡大集中取組期間内に移行が必要。

・ただし、既に廃止が決定している等、将来にわたる継続を見込まない事業や、災害対応その他の理由により、拡大集中取組期間内の移行が著しく困難な市区町村については、この限りでないこと。

○総務省が講じる支援措置等について周知。

●公営企業会計適用についてのマニュアル改定を周知。地方財政措置の拡充、アドバイザーの派遣、研修の実施等を周知。

・経営改革の推進、都道府県が講じることが望まれる支援措置等を助言。

公営企業に係る地方財政措置など

「重点事業以外の事業における公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」
(令和3年10月15日付け総務省自治財政局公営企業課事務連絡)

- 1 略
- 2 重点事業以外の事業については、拡大集中取組期間内にできる限り移行することが必要としているが、公営企業として継続的に経営を行っていく以上は、原則として公営企業会計の適用が求められることから、拡大集中取組期間終了後においても、公営企業会計への移行に取り組む必要があること。
- 3 略
- 4 簡易水道事業の高料金対策及び下水道事業の高資本費対策に係る地方交付税措置や下水道事業に係る社会資本整備総合交付金等の国庫補助金においては、**公営企業会計の適用が要件とされている**が、その他の公営企業に係る地方財政措置や国庫補助金においても、公営企業会計の適用を要件とすること等について、今後、検討を行う予定であること。